

市町村デジタル化支援人材派遣事業委託業務

〈審査基準〉

審査項目	配点	審査の視点
基本的な考え方	10	本業務の趣旨を理解し、業務目的及び内容並びにデジタル化に係る政府及び地方公共団体等の動向に関する知識が十分にあるか。 ※提案依頼書「1事業の目的」および「3これまでの取組から見えた課題」を中心に審査
業務実施体制の確保	30	市町村ごとに個別の課題解決に際し、訪問による支援、オンラインによる支援、プロジェクト全体管理の実施体制（人数・業務経験など）が十分なものであるか。
支援日数及び支援方法	30	訪問による支援の頻度は適切か。（1市町村あたり概ね月1回、合計9回は現地における支援を行うことが可能か。支援時間、訪問回数により加点） オンラインによる支援の頻度及び内容は適切か。（支援時間、支援回数により加点） 支援の期間や頻度について参加団体のニーズに応じて調整可能となっているか。
事業内容	70	（ア）実施団体ごとの課題の整理および支援計画の策定方法や内容について、マンパワー不足で時間的な余裕がない実施団体に負担が少ないかつ効果的な手法が選択されているか。 （イ）基幹業務システムにおける統一化・標準化に向けた作業の支援について、国からの通知等の内容を十分に理解したうえで市町村にとって有益な支援の方法が提案されているか。 （ウ）新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）の活用（横展開）や申請の伴走支援について、交付金事業に関する制度概要および要綱等の内容を十分に理解したうえで市町村にとって有益な支援が提案されているか。 （エ）システムの共同利用・共同調達に向けた調整・支援について、実施団体における各種システム、アプリケーション、クラウドサービス等の現状および需要を把握したうえでシステム共同利用・共同調達の推進につながる提案がなされているか。 （オ）職員のITリテラシー向上を図る団体別の研修会の実施について、実施団体の実情・要望に応じたDXの推進に資する研修を実施できる内容となっているか。 （カ）業務フローの見直し（BPR）やDX推進に係る相談に対する助言・提案・技術的支援について、実施団体の負担を考慮したうえで業務改善を進めるための有益な提案がなされているか。また、実施団体が継続的に業務改善に取り組むことができるような工夫がなされているか。 （キ）その他デジタル関連事業における技術的な課題解決について、支援実施者のITスキルが十分にあり質の高い支援が担保されているか。また支援の方法が明確に示されているか。
継続性	20	事業終了後の実施団体のDXの推進について創意工夫がなされているか。
その他提案事項	30	当業務の主旨・目的を理解し、より効果的に実施するための独自の提案がなされているか。
見積価格	10	得点算出方法：A×C/B A=10、B=当該業者の見積価格、C=最安価業者の見積価格 ※小数点以下は小数点第一位で四捨五入